

個別相談会・説明会を開催します！

- 平成28年度個別相談会（退職後の医療保険・年金等に関すること）
平成28年11月・12月の土・日曜日に開催予定です。

【対象者】

以下のいずれかで参加を希望する者（過去に参加したことがある者を除く。）

- ・定年退職者
- ・平成28年度中に59歳になる者
- ・平成28年度末で退職を希望している者

※退職時まで1回限りの申込となります。

- 平成28年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会
平成29年2月頃に開催予定です。

【対象者】平成28年度末退職予定者のうち参加を希望する者

（引き続き再任用希望者及び臨時的任用等の講師は除く。）

【内容】・退職後の医療保険制度（保険証等）
・年金に関する手続等
・教育互助会制度



なお、個別相談会及び説明会の詳細については、後日所属所長あてに通知します。

公費負担医療制度

市町村の公費負担医療制度の該当及び非該当になると、届出が必要です。

組合員または被扶養者が次の公費負担医療制度（1）の受給者となった場合は、医療機関で支払う医療費の自己負担額が公費で助成されます。公費からの助成と共済組合の給付の重複支給を避けるため、また、給付金が未支給とならないように受給者となった場合及び受給者でなくなった場合は、届出（2）が必要です。

届け出がない場合や遅れた場合は、誤った給付が行われてしまうため、速やかに届け出てください。

(1) 公費負担医療制度とは・・・

- ① 重度心身障害児者医療制度
- ② ひとり親家庭医療制度
- ③ 乳幼児（こども）医療費助成制度「医療助成の対象年齢であるが所得超過で非該当の場合のみ報告してください。」

(2) 共済組合への届出は・・・

- 適用となった場合
・公費負担医療費制度 該当報告書（組合員・被扶養者申告書 申告区分4）
・重度心身障害児者医療費受給者証の写し
・ひとり親家庭医療費受給者証の写し
- 非適用となった場合
・公費負担医療費制度 非該当報告書（組合員・被扶養者申告書 申告区分4）
・市町村長が発行する受給資格停止・所得判定結果の通知の写し

※8月に公費負担医療制度の該当・非該当調査を行います。（所属所長あてに通知します。）

生活習慣改善に向け特定健康診査を受けましょう

40代を過ぎると、生活習慣病を発症することが多くなり、症状の重症化を防ぐことと、予防することが大切となります。特定健康診査・特定保健指導は、これらの生活習慣病発症の原因となるメタボリックシンドロームの発見と改善に重点が置かれています。年に1回、特定健康診査を受診して、今の自分の健康状態と向き合みましょう！

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者には、年度内に40歳から75歳未満の本人及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。



40歳以上75歳未満の被扶養者の方に「特定健康診査受診券」を送付します

組合員ご自身は、定期健康診断や当支部が実施する人間ドック等の健診をもって特定健康診査を受けたものとみなされますが、被扶養者の方は、各医療機関で受診していただくことになります。「特定健康診査受診券」を7月上旬にご自宅へ送付しますので、受診券と被扶養者証をご持参のうえ、特定健康診査を受診してください。受診は無料です。（特定健康診査項目に限る。）

特定健康診査にはこんなメリットがあります

- ① 心筋梗塞や脳梗塞などの生活習慣病を予防できる。
- ② 特定保健指導の対象者になった場合、専門家（保健師・管理栄養士）の支援を受けてご自身の生活習慣を改善できる。
- ③ 継続して自分の健康状態を確認できる。
- ④ 生活習慣病の発症を防ぐことで、医療費を節約できる。
- ⑤ 健診結果のデータをもとに保健事業が計画・実施され、生活習慣改善に向けた効果的なサイクルが生まれる。

検査内容

- ・身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）
- ・理学的検査（身体診察）
- ・尿検査（糖・蛋白）
- ・血圧測定
- ・質問票（服薬歴・喫煙歴等）
- ・血液検査（脂質検査〔中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール〕）
- ・血糖検査〔空腹時血糖又はHbA1c〕
- ・肝機能検査〔GOT・GPT・r-GTP〕
- 医師が必要と認めた場合
 - ・心電図
 - ・眼圧検査
 - ・貧血検査（赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトクリット値）

